## 5-1 中東和平実現に向けた働きかけ

政策所管局課 中東第1課評価年月日 平成17年5月

## 政策の目的 中東和平の実現への貢献 政策の背景・概要と「【背景】 必要性 中東和平問題の核心であるイスラエル・パレスチナ紛争に関し、1993年のオスロ合意によりイスラ エルとPLOが相互承認し、更に2002年6月、ブッシュ米大統領は、イスラエルと平和裡に共存するパレ スチナ独立国家の樹立を通じてパレスチナ問題を解決するという構想 (二国家平和共存構想)を発表 し、また、2003年4月、同構想を実現するために、イスラエル・パレスチナ双方が実施すべき義務を 工程表の形で整理した文書である「ロードマップ」(2005年中のパレスチナ国家建設が目標)が発表 され、その後、イスラエル・パレスチナ双方に受け入れられた。 その後も暴力の連鎖が継続し、イスラエル・パレスチナ双方による「ロードマップ」の履行は停滞 してきたが、昨年11月11日のアラファト議長死去以来、「ロードマップ」の履行に向け、例えば2月 8日に4年以上ぶりにイスラエル・パレスチナ首脳会談が実現し暴力の相互停止が表明されるなど、 和平進展に向けた前向きな動きが出つつある。 こうしたなか、国際社会は、各々和平に向けた取組みを活発化させており、例えば、ブレア英首相 は、3月1日に31の国・地域・機関の外相級が出席したパレスチナ自治政府の支援に関するロンドン 会合を開催し、アッバース政権の基盤強化のための支援の必要性で一致した。 【必要性】 大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東 地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油 輸入の8割以上を中東地域に依存するわが国にとり、この地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄に 直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいうべき問題であるとこ ろ、わが国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。 【概要】 こうした背景・認識の下、わが国は、当該地域における中立的な立場を活かし、主に、 者に対する働きかけや関係国との活発な協議などの政治的働きかけ、パレスチナ独立国家樹立に向 けた対パレスチナ支援、及び 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意形成に必要な信頼を醸成する ための信頼醸成措置に積極的に取り組んでいる。こうした取り組みを通じ、わが国は、中東地域の平 和と安定の確立及び中東政策におけるわが国の国際的な発言力の強化に努めている。(具体的な取組内 容・実績は別表のとおり) **目的達成のための考**│(1)中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対 え方 する政治的働きかけが効果的である。 (2)パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチ ナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しするわ が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。 (3)紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必 要がある。わが国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうし た立場を活かし、わが国が信頼醸成措置を行うことは、その内容について工夫が必要であるもの の、引き続き効果的である。 外部要因 中東和平の実現にあたっては、例えば以下のとおりの外部要因がある。 (1)暴力の発生・激化(パレスチナ自治区におけるイスラエル軍による軍事行動、パレスチナ過激派 によるテロ活動等) (2) イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違・乖離 (3)イスラエル国内政治状況(時の政権の政策方針、政治勢力バランス、世論、極右ユダヤ人の動向 等) (4)パレスチナ自治区における政治状況(時の政権の政策方針、政治勢力バランス、世論、パレスチ ナ過激派の動向等) (5)アラブ諸国の動向 (6)米等国際社会の動向

#### 投入資源

予算	予算 平成15年度	
	58.6	60.1

日本・パレスチナ開発基金

295.9

266.8

シナイ半島駐留多国籍軍監視団拠出金 54.9

33.0

(対パレスチナ支援として、平成15年度は、3,556万ドル、平成16年度は、8,948万ドルを実施。)

(注)本省分予算

単位:百万円

人的投入資源	平成 1 5 年度	平成16年度
(定員ベース)	11.5	11.5

(注)本省分職員数

単位:人

## 政策の評価

#### 【目的達成に照らしての評価の切り口】

- ・中東和平の進展状況
- ・中東和平プロセス前進に向けたわが国の貢献(同貢献に対する紛争当事者含めた関係諸国等の評価)

## 【政策の目的達成状 況】

## 【中東和平の進展状況】

- (1) パレスチナ・トラック<sup>1</sup>について、1993年のオスロ合意成立後、パレスチナ暫定自治政府が暫定 自治を開始し、2000年にはクリントン米大統領の積極的な仲介の下、バラック・イスラエル首 相とアラファト・パレスチナ解放機構(PLO)議長が問題の最終的解決を目指した交渉が行われ るなど、和平プロセスに一定の進展があったが、2000年9月以降、第2次インティファーダ(民 衆蜂起)が発生し、和平プロセスは停滞。
- (2) 2002年6月、ブッシュ米大統領は、米大統領として初めてパレスチナ国家の樹立を公に容認し、 3年以内にイスラエル・パレスチナ2国家の平和共存を実現するビジョンである「二国家構想」 を発表。2003年4月、米・EU・露・国連の四者が二国家構想の実現に向けた「ロードマップ」を 公表。イスラエル・パレスチナ双方はこれを受け入れた。
- (3) 「ロードマップ」の履行は、その後、パレスチナ過激派によるテロ事件の発生とイスラエル軍による軍事行動が継続し、停滞状態が続いた。
- (4) こうしたなか、2004(平成16)年11月にアラファトPLO議長が死去。その後、2005(平成17)年1月に和平推進派であるアッパース新PLO議長がパレスチナ大統領に選出され、また、同年2月、イスラエル・パレスチナ首脳会談が開催され、暴力の停止等が合意されるなど、現在、和平プロセス進展に向けた重要な機会が存在する。
- (5) なお、シリア・トラック<sup>2</sup>については、交渉再開の条件を巡ってイスラエル・シリア間で同意が見られず、同トラック再開は実現していない。また、レバノン・トラック<sup>3</sup>についても、シェバア農地の帰属を巡る対立が継続している。

#### 【中東和平プロセス前進に向けたわが国の貢献】

紛争当事者を含めた関係諸国は、別表の施策を通じたわが国の貢献を高く評価している。具体的には、以下の通り、わが国が中東和平の実現に向けて貢献していることが関係者に強く認識されていることが示されている。

- (1)2005年1月15-17日に町村外務大臣が現地を訪問した際、わが国の役割につき、シャロン・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ大統領を始めとした双方首脳から高い評価が示され、わが国の積極的関与の継続に強い期待が表明された。
- (2)中東和平プロセスの前進におけるわが国の役割をはじめ、近年の中東におけるわが国の地道かつ 実質的な役割の増大がアラブ諸国に評価された結果、わが国は、2004年5月22-23日のチュニジア でのアラブ連盟首脳会議にわが国外務大臣が初めて招待され、有馬政府代表が同会議に参加した。

(注1,2,3)パレスチナ・トラック、シリア・トラック、レバノン・トラック:1991年のマドリード和平会議において、安保理決議242、338、「領土と平和の交換」原則に基づき、紛争当事者間の直接交渉により問題解決を図ることが合意された。その結果、イスラエル・パレスチナ間(「パレスチナ・トラック」)、イスラエル・ヨルダン間(「ヨルダン・トラック」)、イスラエル・シリア間(「シリア・トラック」)、イスラエル・レバノン間(「レバノン・トラック」)の直接交渉が開始された。ヨルダン・トラックでは、1994年に両者間の和平条約が締結したものの、シリア・レバノン両トラックは、2000年以降交渉が中断。

## その後、2005年3月22-23日のアルジェリアでのアラブ連盟首脳会議に招待され、有馬中東和平 担当特使が出席した。 【目的と手段の関 中東和平の実現に当たっては、中長期的な取組が必要であり、わが国による政治的働きかけや対パ 係の適切性】 レスチナ支援、信頼醸成措置は、仮に和平実現に向けた目に見える成果が直ちに得られないとしても、 紛争当事者や関係諸国によって和平実現に向けた有益な取り組みとして高く評価されており、適切な 手段が講じられていると考える。 わが国による貢献にもかかわらず、中東和平の達成には至っていないが、これは、諸課題に関 分 析 するイスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違・乖離や、流動的なイスラエル及びパレスチ ナ国内政治状況によるものである。 【今後の課題】 現在、イスラエル・パレスチナ両当事者は真摯な和平努力を積み重ねており、和平プロセス前進に 向けた機会が存在する。こうしたなか、わが国を含む国際社会は、両当事者の和平努力をこれまで以 上に積極的に支援し、両当事者による一層の和平努力の推進を促すことが課題である。 特に、17年度には、これまでのわが国による積極的な対パレスチナ支援に加え、わが国の発言力の 一層の強化の観点から、わが国の政治的役割を強化することが適当である。 【政策への反映】(【一般的な方針】 予算、機構・定員要 両当事者による和平努力を積極的に支援するため、対パレスチナ支援の一層の強化に努めるととも 求への反映) に、要人往来の一層の活発化等を通じ、わが国の政治的役割の増大に努める。また、イスラエル・パ レスチナ双方の信頼醸成に資する信頼醸成措置をその内容につき一層工夫しつつ継続する。 【事務事業の扱い】 イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国 への政治的働きかけ 拡充強化 対パレスチナ支援 拡充強化 内容の見直し 信頼醸成措置 【概算要求、機構・定員要求への反映】 機構要求 定員要求 概算要求 反映方針 第三者の意見 我が国の中東和平政策については、概して、これまでの我が国の努力を評価しつつ、一層の努力に 期待する意見が多い。例えば、(英、米の努力に触れた上で)「日本の長年の人的、資金面での地道な 貢献も忘れてはなるまい。今年を「和平への機会の年」(シャロン首相)としたい。」(平成17年1月 11日産経新聞)や「日本はイスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を主催してきた。話し合いの 場を提供する役割は重要だ。また、援助をテコに、民主的制度の確立に協力できる。」(平成16年1 1月12日東京読売新聞「アラファト議長死去」座談会での立山良司・防衛大学校教授発言)、「日本 は本年度、自治政府への財政・人道支援に9000万ドル(約95億円)を拠出する。パレスチナ住 民は経済の疲弊に苦しんでいる。資金と経済再建の政策支援を組み合わせ、国際貢献の実を挙げてほ しい。」(平成17年2月12日「河北新報」社説)といった意見である。 評価総括組織のコ ・ 政策目的達成に向けた積極的な取組みがなされ、イスラエル、パレスチナ双方及び他の関係国から メント 高く評価されている。

・ 評価の切り口に沿った分析が概ね適切になされている。

17年度の重点外交政策である。

18年度の重点外交政策である。

今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性が明確である。

#### **車務車業の評価**

	事務事業の評価
事務事業名	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ
施策の内容及	中東和平の実現に当たっては、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが最も効果的である。平
び必要性	成16年度には、以下のような要人往来の機会を捉え、和平に向けての積極的な働きかけを行った。
	平成16年4月、逢沢外務副大臣、ヨルダン訪問
	平成16年4月、エルドアン・トルコ首相訪日
	平成16年5月、有馬中東和平担当特使、チュニジア(アラブ連盟首脳会議オプサーバー出席)訪問
	平成16年6月、逢沢総理特使(外務副大臣) リビア、エジプト訪問
	平成16年 6 月、ベン・ヤヒヤ・チュニジア外相訪日
	平成16年8月、8月、有馬中東和平担当特使、米、エジプト、イスラエル、パレスチナ
	自治区、ヨルダン、シリア訪問
	平成16年8月、田中外務大臣政務官、ヨルダン、レバノン訪問
	平成16年9月、イスマイール・スーダン外相訪日
	平成16年10月、谷川外務副大臣、ヨルダン訪問
	平成16年11月、川口特派大使(総理補佐官)、パレスチナ自治区、イスラエル訪問
	平成16年11月、町村外務大臣、エジプト訪問
	平成16年12月、有馬中東和平担当特使、イスラエル、パレスチナ自治区、エジプト、ノルウェー(パレ
	スチナ支援調整委員会会合出席)訪問
	平成16年12月、福島外務大臣政務官、イスラエル、パレスチナ自治区、リビア訪問
	平成16年12月、ブーテフリカ・アルジェリア大統領訪日
	平成16年12月、アブドッラー・ヨルダン国王訪日
	平成17年1月、河井外務大臣政務官、パレスチナ自治区(パレスチナ大統領選挙監視)、ヨルダン訪問
	平成17年1月、町村外務大臣、イスラエル、パレスチナ自治区訪問
	平成17年3月、逢沢外務副大臣、英国(パレスチナ自治政府強化に関するロンドン会合出席)訪問
	平成17年3月、有馬中東和平担当特使、イスラエル、パレスチナ自治区訪問
	平成17年3月、有馬中東和平担当特使、米、エジプト、アルジェリア(アラブ連盟首脳会議オブサーバ 山麻、計開
具体的成果	一出席)訪問
(有効性)	イスラエル・パレスチナ両当事者のみならず、米やアラブ諸国の政府ハイレベルからも、わが国のこれまでの取組みを高く評価するとともに、今後わが国による一層の積極的関与への期待が繰り返し表明されてい
(有双注)	る。例えば、2005年(平成17年)1月15-17日に町村外務大臣が現地を訪問した際、わが国の役割につき、シャ
	ロン・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ大統領を始めとした双方首脳から高い評価が示され、わか
	国の積極的関与の継続に強い期待が表明された。
総合的評価	結 <u>拡充強化</u> 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
MI IBCH III	果   (具体的対応方針:イスラエル・パレスチナ双方首脳の訪日を実現させるほか、日パレスチナ閣僚級協議
	理 1月に町村外務大臣がイスラエル・パレスチナ自治区を訪問した際、わが国は、イスラエル・パレス
	由 チナ双方からの期待に応え、これまで以上に中東和平問題に深く関与し、積極的役割を果たすとの方針
	を表明した。

事務事業名	対パレスチナ支援
施策の内容及	【内容・必要性】
び必要性	<ul> <li>(1)パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、パレスチナ人による国造りの努力に対するわが国を含む国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。</li> <li>(2)わが国は、人道、パレスチナ自治政府改革、信頼醸成の3分野に重点を置いた支援を実施している。この3分野に加え、パレスチナ経済自立化のための中長期的な支援も行っている。</li> <li>【平成16年度の実績】</li> <li>(1)平成16年11月のアラファト議長死去後、穏健派からなるパレスチナ指導部を支持し、和平プロセスを前進させるため、平成16年度補正予算により計6000万ドルの緊急支援を実施(その結果、平成16年度支援</li> </ul>
	実績は平成15年度比約3倍の9000万ドルとなった)。  (2) 平成17年1月のパレスチナ新大統領選挙活動を支援するため、平成16年12月に106万ドルの緊急支援を決定(同選挙に際し、河井外務大臣政務官を団長とする計23名から成る政府監視団を派遣)。  (3) 平成17年3月、パレスチナ経済自立化のための中長期的支援を含めたわが国の対パレスチナ支援の方向性を探るため、高原中東アフリカ局審議官を団長とする政府調査団をイスラエル及びパレスチナ自治区に派遣。
具体的成果	わが国による対パレスチナ支援は、パレスチナ側のみならず、イスラエル、米、アラブ諸国等関係諸国からも高く評価されている。例えば、平成17年1月に町村大臣がイスラエル・パレスチナ自治区を訪問した際、シャロン・イスラエル首相及びアッバース・パレスチナ大統領より、わが国による対パレスチナ支援に対する謝意が表された(平成17年3月に有馬中東和平担当特使がイスラエル・パレスチナ自治区を訪問した際、パレスチナ側要人より、約束をそのまま実行してくれるのは日本政府だけと言っても過言ではないとの発言も聞かれた)。 また、平成16年度補正予算による計6,000万ドルの追加支援や平成17年1月のパレスチナ大統領選挙の際の選挙監視団の派遣等選挙支援は、平成16年11月のアラファト議長死去後、同議長を中心とする旧指導部体制から新たに選出されたアッバース大統領を中心とする新指導部体制に平穏に移行することに貢献した。
総合的評価	<ul> <li>結 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</li> <li>果 (具体的対応方針:パレスチナ経済自立化支援を含め、積極的に対パレスチナ支援を行う。具体的には、従来からの人道、改革、信頼醸成分野における積極的な案件発掘・支援に加え、パレスチナ経済自立化に貢献する案件に対する支援も実現するよう努める。)</li> <li>理 対パレスチナ支援は、93年のオスロ合意以降、これまで計7億7,000万ドルに上り、米、EUに次ぐ規模 となっている。同支援の大きさは、中東和平問題においてわが国の発言力を確保する源泉のひとつであり、直接の受益者たるパレスチナ側のみならず、パレスチナ国家の樹立を通じ二国家の平和共存を実現することにより本紛争を解決したいとの立場のイスラエル側にも高く評価されている。よって、将来のパレスチナ国家の樹立を見据え、国造りに不可欠な諸分野、特に安定的な統治の基礎である経済復興・発展のため、これまで以上に積極的に取組む必要がある。</li> </ul>

事務事業名	信頼醸成措置		
施策の内容及	【内容・必要性】		
び必要性	わが国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、わ		
	が国が信頼醸成措置を行うことは効果的である。他方、2月にイスラエル・パレスチナ首脳会談が実現する		
	等、和平プロセス進展に向けた前向きな動きがあるなか、信頼醸成措置も単にイスラエル・パレスチナ双方		
	関係者の接触の場を提供するのみならず、双方の信頼醸成に資するための一層効果的なものとする必要があ		
	<b>ర</b> .		
	【平成16年度の実績】		
	(1)平成16年7月、わが国は、イスラエル、パレスチナ双方の政府、実業界の関係者、有識者を本邦に招聘		
	し、第2回信頼醸成会議を開催した。		
	(2)平成17年3月、わが国は、イスラエル・パレスチナ双方の社会において、指導的立場に就くことが期待		
	される青年を本邦に招聘した。		
	(3)このほか、わが国は、例えば、平成16年8月、イスラエル・パレスチナ双方の衝突の結果家族を失った		
	遺族が直接対話するためのワークショップの開催を支援するなど、草の根・人間の安全保障無償により		
	イスラエル・パレスチナ双方市民社会間の信頼醸成に資する案件を支援した。		
具体的成果	わが国による信頼醸成措置は、イスラエル・パレスチナ双方関係者より評価されており、例えば、平成16		
	年8月31日、有馬中東和平担当特使と会談したナダイ・イスラエル外務省アジア太平洋担当次官補よりは、		
	こうした地道な努力は非常に重要であり、今後とも是非引き続き実施して欲しいとの発言があった。また、		
	こうした措置の結果、当該事業の参加者より、相手方の考え・立場・心情をよりよく理解できたとの声が寄		
	せられている。このような信頼醸成措置の積み上げを通じ、イスラエル・パレスチナ双方の民衆が互いに理		
₩ <b>♦</b> ₩	解しあい、将来、平和的に共存するイスラエル・パレスチナニ国家の基盤が形成されることが期待される。		
総合的評価	結 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止		
	果  (具体的対応方針:今後とも双方の信頼醸成に資する案件を実施するものの、そのやり方については和平  		
	プロセスの前進という新たな状況に応じた工夫をする。)		
	理 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要が		
	由		
	な動きがあるなか、信頼醸成措置も単にイスラエル・パレスチナ双方関係者の接触の場を提供するのみ ないまず、双文の信頼競点を映画するために一層効果的なたのとする必要がある。		
	ならず、双方の信頼醸成を助長するために一層効果的なものとする必要がある。		

### 【参考資料】

「町村大臣のイスラエル、パレスチナ自治区訪問(1月15日~17日)(概要と評価)」 中東和平総合ページ「さら一む・しゃろーむ」(中東和平関係の各種情報を掲載:政治的働きかけ、対 パレスチナ支援、信頼醸成取り組み、周辺国支援、現状とこれまでの経緯等) 外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj">http://www.mofa.go.jp/mofaj</a>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<u>http://www.google.ne.jp</u>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

## 5-2 イラクの平和と安定のための支援

政策所管局課(室) 中東第二課 評価年月日 平成 17 年 5 月

政策の目的

イラクの平和と安定への貢献

## 政策の背景・概要と 必要性

#### 【背景】

イラクは、湾岸戦争(1991年)以降、大量破壊兵器の査察に対する協力を含む累次の国連安保理 決議に基づく義務に継続的に違反したため、国連安保理は、これを国際社会の平和と安定に対する大き な脅威と認識し、決議1441によりイラクに査察受入れの最後の機会を与えた。しかし、イラクは、 一連の決議を履行しなかったことから、米国、英国等は、2003年3月、国連安保理決議に基づく武 力行使に踏み切り、同年5月には全土を掌握し、主要な戦闘の集結を宣言した。

同月、国連安保理は、決議1483を全会一致で採択し、人道、復旧・復興支援、安定及び安全の回復への貢献を国連加盟国に要請し、また、米国、英国等がイラクに設置した連合暫定施政当局(СРА)に一時的にイラクの統治権限を認めた。同年7月には、イラク国民が統治に参加できるよう、同国民の有力者によって構成される統治評議会が設立された。

10月、イラク復興に対する国際社会の支援を集めるための国際会議がマドリッドで開催され(マドリッド会合)総額330億ドル以上の支援が表明された。

統治評議会とCPAは、イラクを民主国家に移行させていくために、 2005年1月までの国民議会選挙の実施、 同年8月15日までの憲法草案の起草及び10月15日までの憲法草案に対する国民投票、 同年12月15日までの同憲法に基づく国民議会選挙の実施及び12月末までの正式政府の設立等の政治プロセスを決定し、その内容は、正式政府が成立するまでの移行期間におけるイラクの統治について定める「移行期間のためのイラク国家施政法」に規定された。

2004年6月には、国連安保理決議1546が採択され、上記の政治プロセスに対する国際社会の支持が示されるとともに、多国籍軍の任務・駐留期限が明確化され、加盟国に対してイラク復興支援への協力が要請された。また、同月28日、CPAからイラク暫定政府に統治権限が移譲された。

暫定政府の統治権限を担う中で、国際社会の協力を得つつ、政治プロセスは進展した。8月には、国民会議を開催、11月には国連選挙支援チームの支援を得て有権者登録等の選挙実施に必要となる準備作業を開始した。これらの進展の一方で、武装勢力による反政府テロ活動が活発化し、暫定政府は米等各国から協力を得て治安確保に努めた。

11月下旬、シャルム・エル・シェイク(エジプト)においてG8等及び近隣国による国際会議が開催され、27カ国・機関が2005年1月末の国民議会選挙実施を含む政治プロセスの進展等に国際社会が一致して協力することが確認された。

2005年1月30日、イラク国民議会選挙は成功裏に実施され、安保理及び我が国をはじめとする各国は暫定政府の努力及び投票を行ったイラク国民に敬意を表した。

3月には同選挙によって選出された議員による国民議会の初会合が開催された。

また、これらの政治面での動きに並行して、国連と世銀が共同で運営するイラク復興信託基金が2004年2月に設立され、日本を議長国として、2月(アプダビ)、5月(ドーハ)、10月(東京)に国際会議を開催しイラク復興支援の拡充を図った。10月の東京会合には、広く関係国が集まり、53カ国・4国際機関が参加した。

#### 【必要性】

次の観点から、日本政府は、国益を実現し、かつ国際社会における責任ある一員としての役割を果たすために、イラクの平和と安定の実現に向けて積極的に働きかけを行う必要がある。

- (1)武力攻撃後のイラクに安定と復興を実現することは国際社会の焦眉の課題であり、このためには、 イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。
- (2)中東地域の中心的国家の一つであるイラクの安定は、同国のみならず中東地域全体の安定に不可欠

である。同地域の安定は、日本を含む国際社会全体の安定に影響する課題である。

(3)日本は原油輸入の9割弱を中東地域に依存しており、同地域の平和と安定は日本がエネルギーを確保していく上で不可欠である。

#### 【概要】

- (1)イラクの安定と復興を実現するために、日本は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい 支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政 府開発援助(ODA)を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。
  - (イ)自衛隊はイラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の 公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動を行っている。
  - (ロ) ODAによる支援では、最大50億ドルの支援を表明している。そのうち15億ドルについては、「当面の支援」として無償資金による支援を行うこととしており、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置き、平成16年度末までに約14億ドルの支援を実施・決定してきた。
- (2)また、日本は、国際会議の開催、各国・機関への働きかけ等外交手段を通じて、イラク復興支援に関し国際社会において主導的な役割を担うとともに、国連及び諸外国に対してより積極的な支援の実施を促す等の取組を行った。具体的には、例えば、日本は2004年2月から一年間イラク復興信託基金ドナー委員会の議長国となり、アブダビ会合(2月)ドーハ会合(5月)の議長を務めるとともに、10月には東京で同基金会合を開催した。その際、日本は、非ドナー国も招請することにより対イラク支援の裾野を広げ、同会合を国際社会が一致してイラクを支援するための場とするように努めた。また、東京会合では、同基金が機動的に国民議会選挙支援を行うことができるよう制度変更するために指導力を発揮した。
- (3) さらに、国民議会選挙のようなイラクの国家再建において重要な課題については、イラクの選挙関係者を訪日招請しての研修、国民議会選挙の在外選挙監視等の支援を行った。

## 目的達成のための考 え方

- (1)イラクの復興はイラク国民の手によって行われるものであり、諸外国の支援は、かかるイラク国民 の努力を支援するものである。したがって、日本からの支援はイラクのニーズに対応し、イラク国 民に高く評価されるような支援を行う必要がある。
- (2)イラクの平和と安定の実現は国際社会の問題であり、安保理決議において加盟国に支援が要請され、 また、累次の国際会議によっても支援が各国に求められている。このため、日本からの支援は、他 の支援国や国際機関と協調しつつ行われる必要がある。
- (3)また、イラクに対する支援に関する国際社会の取組において、日本はその国際的な地位に相応しい 積極的かつ主導的な役割を担い、国際社会から高い評価が得られることが望まれる。

#### 外部要因

- (1)武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。例えば、政府関係者に対するテロは政府の人材減となるとともにその活動を萎縮させることとなり、また、治安悪化によって事業現場へのアクセスが制約され、復興事業の実施を妨げることとなる。
- (2)イラク政府部内における支援受入れ体制の不備は、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。例えば、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告等においても、関係省庁間の調整の遅滞、担当者の頻繁な変更等の問題が指摘されているが、これらの問題は、日本の支援についても該当する。現在、このような問題に対応するため、イラク計画省を中心として、政府部内及び支援国との調整過程を明確化する取組が進みつつある。
- (3) イラク国内の民族・宗派間調整は、これまでにも移行政府成立の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

#### 投入資源

予算	平成15年度	平成16年度
		47.1

(注)本省分予算

単位:百万円

我が国は、平成15年10月のイラク復興支援国際会議(マドリッド会合)で平成19年までに最大50億ドルの支援を表明しており、平成16年度末までに約14億ドル分が実施・決定されている(本文、別添参照)。

人的投入資源	平成 1 5 年度	平成16年度
(定員ベース)	2.4	3.3

(注)本省分職員数

単位:人

このほか総合外交政策局、国際社会協力部、経済協力局等と共に作業している。

### 政策の評価

【目的達成に照らしての評価の切り口】

- ・イラクの平和と安定の進捗状況(過去1年)
- ・わが国の貢献

## 【政策の目的達成 状況】

【イラクの平和と安定の進捗状況(過去1年)】

イラクの平和と安定の実現に向けたイラクの取組み及び国際社会の支援は積極的に進められ、民主化までのスケジュールである政治プロセスは順調に進んできているが、依然反政府勢力によるテロ活動が頻発し、治安状況が十分に改善していないため、イラクの復興は必ずしも順調には進んでいない状況にある。

- (1) 政治面に関しては、2004年6月28日にCPAからイラク暫定政府へ統治権限が移譲され、さらに、2005年1月末に国民議会選挙が成功裏に実施され、その後も同選挙結果を踏まえて国民議会が開催され、移行政府が成立し、安保理決議1546の政治プロセスが順調に進展してきたといえる。これらの進展の背後には、イラク政府が政治プロセスを進展させることについて強い意思を有していただけではなく、国際社会からの高い関心と大きな支援があった。国民議会選挙の実施に当たっては、2004年11月下旬のシャルム・エル・シェイク会合を始めとして国際社会はイラクに対し政治プロセス進展の重要性を指摘するとともに、米軍等による治安面の支援や国連等による選挙支援といった種々の支援をイラクは受けてきた。
- (2) 経済・復興面に関し、2004年の経済成長率は前年比46.5%(実質値)と順調な回復を示したのに対し、2005年は4%(実質値、予測)であり、IMFの目標値である17%から大幅に下回る予想となっており、失業率も30%超である(イラク計画省「国家開発戦略(NDS)」)。この統計が示唆するとおり、武力行使後の経済復興は当初順調に進んだものの、最近の減速傾向が見られ経済復興は道半ばといえる。経済復興の主要な阻害要因は、治安が十分に改善していないため、特に石油関連部門での活動が回復していないことにあると考えられる。

このように治安状況の制約はある中で、2003年10月のマドリッド会議以降、国際社会においては、2004年2月に国連及び世銀が共同で運営するイラク復興信託基金が設立され、同基金は日本を議長国として同年2月、5月及び10月に国際会議を開催し、イラクが支援ニーズを国際社会に訴える機会を設け、イラク支援に対する関心を高めるとともに、ニーズに対応した支援が円滑に実施できるようにするための制度構築等を図ってきた。また、同年9月以降、IMFの支援を得て行財政改革に取り組んでいる。さらに、国連は、2003年8月のバグダッド国連本部に対するテロ事件以降、バグダッド事務所への派遣職員数を限定し、累次の事務総長報告において治安が国連による支援活動の制約となっている旨指摘してきたが、2004年12月に警護官を含め200名以上の職員の派遣並びにバグダッドに加えてバスラ及びエルビルに事務所を開設することを発表し、支援活動を拡充しつつある。今後、政治プロセスの進展とともに、民主的に政府が発足し治安が安定していけば、これらの国際社会の支援は円滑に行われ奏功することが期待される。

(3) 治安面に関し、状況に大きな改善はなく、地域によって脅威の度合いは異なるものの、予断を許さない状況が継続している。これは、反政府勢力によるテロ活動が依然活発であることによるものであるが、これに対して、イラク政府は米軍等の協力を得て治安改善に努めており、ファッル

ージャを始めとする各地で武装勢力に対する掃討作戦を累次実施し、また、米、NATO等による訓練等の支援を得て治安部隊の質量両面の拡大を図っている。イラク治安部隊は、2004年9月には約9万6千人であったのが2005年3月末には約15万人まで増加しており、2006年5月には27万人規模に拡大される見込みである。これらの取組により、今後治安が改善し、復興が進んでいくことが期待される。

#### 【わが国の貢献】

上記のイラクにおける状況及び国際社会の取組みを踏まえ、我が国は、国際社会と協調しつつ、我が国に相応しい支援として概要次の貢献を行ってきた。

- (1)上記の取組みを踏まえ政治面に関し、日本は具体的に次の取組を行った。
  - (イ)シャルム・エル・シェイク会合において町村大臣が2005年1月国民議会選挙を含む政治プロセス進展の重要性を強調するスピーチを行うとともに、同趣旨をズィバーリー・イラク外相等政府要路に説明。
  - (ロ)イラク復興信託基金の議長国として選挙支援を行うためのクラスター11創設のために指導力を 発揮するとともに、同クラスターに4000万ドル拠出することにより国連が選挙支援を実施す るための環境を整備。
  - (ハ)イラクの選挙関係者を訪日招請して研修。
  - (二)国民議会選挙の在外選挙について選挙監視要員を在外公館から派遣。

これらの日本の取組は、他の国際社会の支援と相まってイラクにおける政治プロセス進展に奏功したと考えられる。

- (2)経済・復興面に関し、日本は次の取組を行った。
  - (イ)人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助(ODA)をイラクに提供している。
    - (a) 自衛隊はイラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動を行っている。
    - (b) ODAによる支援では、最大50億ドルの支援を表明している。そのうち15億ドルについては、「当面の支援」として無償資金による支援を行うこととしており、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善に重点を置き、平成16年度末までに約14億ドルの支援を実施・決定してきた。(これらの支援の概要につき、別添参照。)これらの日本の支援は、イラクより非常に高く評価され、アッラーウィー暫定政府首相を始め大統領、外相、計画省等から日本の支援に対する評価及び支援継続について要請があった。また、世論調査では、自衛隊が駐留するムサンナー県においては8割の住民が自衛隊の活動を肯定的に見ている(2004年11月朝日新聞・ウルク新聞(現地紙)2005年1月アッサマーワ(現地紙)。このような高い評価は、自衛隊等による人的貢献があってはじめて得られたものであり、イラクにおいて日本の民間人が活動できない状況下において、ODAによる支援だけではこれほど評価されることはなかったものと推測される。

また、そのような高い評価をイラク側から得た背景には、イラクの経済復興は前述のとおり道半ばであり、必ずしも軌道に乗っていない中で、日本の支援は、イラクのニーズに応えイラク側と調整した上で実施され、また、治安状況が十分ではない中で、現地関係者を活用する等の工夫によりできるだけ多くの支援を実施に移してきたこともあると考えられる。

- (ロ)国際会議の開催、各国・機関への働きかけ等外交手段を通じて次の取り組みを行った。
  - (a) 日本は、2004年2月から一年間イラク復興信託基金ドナー委員会の議長国として、アブダビ会合(2月) ドーハ会合(5月)の議長を務めるとともに、10月には東京で同基金会合を開催し、次のとおり国際社会におけるイラク支援に対する関心を高めるとともに、イラクに支援ニーズを国際社会に伝える機会を設けた。
    - ・仏、独、露等の非ドナー国も招請することにより対イラク支援の裾野を広げ、同会合を

国際社会が一致してイラクを支援するための場とするように努めた(東京会合には53カ国・4国際機関が参加)。

- ・東京会合では、イラクから副首相、計画相等関係閣僚によるハイレベルの代表団が訪日 し、「国家開発戦略(NDS)」の発表等によりイラクの支援ニーズを国際社会に訴えた。
- ・当該基金への拠出を各国から積極的に集め、イラン等イラクと微妙な関係を有する国からの支援も得ることができた。
- (b) 日本は、イラクにおける国連のプレゼンス拡大の必要性を重視し、2004年12月、小泉総理発アナン事務総長宛親書によってかかる必要性を指摘するとともに、2005年2月、イラクにおいて活動する国連職員を警護する部隊を派遣するための信託基金に750万ドル拠出した。この拠出に関しては、関係者より高く評価している旨伝えられている。

これらの日本の経済・復興に関するイニシアチブは、外相会談その他の外交活動の中で、 多くの国・国際機関から高い評価を得ている。

- (3)治安面に関し、日本は、日本に相応しい方法による支援として、ODAを通じて、イラクの治安組織の能力向上のために具体的に次の支援を行った。
  - ・警察車両1144台の供与(内務省、約3000万ドル)

概要: 全国に配備予定(サマーワには40台の車両が配備)。

・防弾車輌供与計画(内務省、約500万ドル)

概要: バグダッド市及びサマーワを含むムサンナー県に20台の防弾車両を供与。

・警察用バス及びオートバイ整備計画(内務省、約2400万ドル)

概要: イラク全土に配備される150台の警察用バス及び500台の警察用オートバイの供与。

・消防車整備計画(内務省、約2000万ドル)

概要: バグダッド市、バスラ県及びサマーワ(6台)含むムサンナー県に消防車70台を供与。

・南北基幹通信網整備計画(通信省、約4600万ドル)

概要: イラク南北間の基幹伝送路を整備し、地域相互間の通信を可能にする。

・市外電話交換機整備計画(通信省、約3300万ドル)

概要: 主要都市の市外電話交換機10台を更新し、電話サービスの復旧することで基幹伝送 路への接続と主要都市への通話を可能にする。

これらの支援は米、NATO 等が行う訓練、施設整備等の支援と相俟って、イラク政府の治安能力向上に貢献している。

## 【目的と手段の関係の適切性】

イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安情勢についてはいまだ 予断を許さない状態が続いているものの、政治プロセスは着実に進展に進展し、民主化に向けた国家再 建が進みつつある。かかる進展には、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠 である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい 方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記のとおり自衛隊による人的貢献及びODA による支援を始めとする支援は、他の国際社会の支援と相俟って確実に効果を上げていると考えられ る。

分 析 イラク国内では旧政権の残党勢力、国内のイスラム過激派及び国際テログループ等の武装勢力が活動している。こういった勢力の活動による不安定な治安情勢が、わが国を含む国際社会の貢献や 復興支援に影響を与えており、支援の成果が必ずしも十分には発揮されていない。

また、成立後間もないイラク政府は、省庁間の所掌事務の曖昧さ・重複、人員不足等の行政組織 としての脆弱性を抱えており、上記の治安情勢の影響と合わさって復興を阻害する要因となってい る。

しかし、今後国際社会の支援を受けつつ政治プロセスが進展していけば、治安面及び経済・復興 面でも状況の改善が期待することできることにかんがみれば、短期的にイラクの平和と安定が実現 されないことをもって、早急に政策の適切性を判断すべきではない。

#### 【今後の課題】

イラクに対する支援を効果的に行うためには、イラクにおけるニーズに対応すること及び国際社会と協調することが重要であるが、このため、今後ともイラク政府、他の国際社会と緊密に連携しつつ、状況の変化を絶えず見極める必要がある。

ODAによる支援については、既に「当面の支援」である無償資金援助15億ドル分について実施・決定されていることから、今後「中長期的支援」として円借款を中心とする最大35億ドルの支援を効果的に実施していく必要がある。

## 【政策への反映】

### 【一般的な方針】

## (予算、機構・定員 要求への反映)

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際 に、治安情勢の変化や憲法草案に対する国民投票、国民議会選挙等の政治プロセスの転機に留意する。

### 【事務事業の扱い】

人道・復興支援の実施(国民の生活水準の向上、復興の進展)

今のまま継続

政治プロセス及び治安分野での協力(イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善)

今のまま継続

二国間関係の強化(二国間の相互理解の増進)

今のまま継続

#### 【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

### 【第三者の意見】

## 評価総括組織のコメント

- ・ 国際社会の支援により、民主化に向けての政治プロセスは順調に進む一方、治安情勢については予断を許さない状況にある中で、イラクの平和と安定へのわが国の貢献の度合いを測ることは困難であるが、自衛隊による人的貢献及び ODA による支援などのわが国の支援は成果をあげており、関係諸国から高い評価を受けている。
- ・ 評価においては、評価の切り口を活かして実績・成果を分かりやすく説明し、分析も妥当である。 第三者の意見の活用がなされていない。
- ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は総論的であるが、イラクを巡る状況に鑑みれば妥当である。
- ・ 17年度の重点外交政策である。
- ・ 18年度の重点外交政策である。

#### 事務事業名

人道・復興支援の実施(国民の生活水準の向上、復興の進展)

## 施策の内容 及び必要性

### 【内容・必要性】

イラクの再建は、イラク国民にとって重要なことは言うまでもなく、中東地域及び国際社会の平和と安定 にとって極めて重要であり、わが国にとっては、中東地域に石油資源の9割近くを依存しているという意味 においても、国益に直結する課題である。イラクの復興は、まずはそこで生活する人々の生活水準を改善し 希望を持って国の再建に当たることができるようにすることが、人道的観点からも第一に必要である。この ような認識に基づき、わが国は、ODAによる支援と自衛隊による人的貢献を「車の両輪」として進めている。 ODAを活用した支援は、主に電力、教育、水、衛生、保健、雇用等、イラク国民の生活基盤の再建及び治安 の改善に重点を置いて行っている。このような支援は、経済・社会面での復興に向けたイラクの主体的な取 組を支援するとともに、イラクでの政治プロセスを後押しする役割も担っている。わが国は、2003年10月に マドリッドで開催されたイラク復興支援国際会議で最大50億ドルの支援を表明し(「当面の支援」として15億 ドルの無償資金、中期的な支援として基本的に円借款で最大35億ドル )このうち無償資金による支援が本格 化し、2005年3月時点で約14億ドルが実施・決定されている。

自衛隊は2004年1月に先遣隊がムサンナー県に入って以来、2005年12月まで派遣が延長され、現在もサマ ーワを中心として医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備等を行っているが、自衛隊による支援は、 ODAによる支援とも有機的な連携が図られている。例えば、自衛隊が浄水した水を配給するための給水車をODA で供与したり、ODAにより供与された医療器材の使用方法を自衛隊医官が指導したり、自衛隊が砂利舗装した 道路をODAによりアスファルト舗装するなどの例が挙げられる。

#### 【平成16年度の実績】

- (1) 平成16年度末までの時点で、イラクに対する直接支援として約7億7000万ドル(電力、医療・保健、水、 衛生、治安、文化・スポーツ等の分野での支援)、国際機関経由の支援として約1億100万ドル(緊急人 道支援、教育、電力、医療、雇用、文化等の分野での支援)、イラク復興関連基金への拠出として5.0億 ドルNGO経由の支援として2200万ドル(わが国及び国際NGOを通じた医療や教育分野での支援)、その他( 研修等の技術協力)の支援として約650万ドルをそれぞれ実施・決定した。
- (2)「イラク復興信託基金(IRFFI)ドナー委員会拡大会合(東京会合)」(10月13日~14日/於東京)を主催し た。この会合は、平成16年6月28日の統治権限委譲後に始めて開催されたドナー会合であり、イラク暫 定政府の代表団を含め、53ヵ国・4機関が参加した。

## (有効性)

- **具体的成果**│(1)わが国の支援の結果として、主に生活基盤の改善に直結する分野においてこれまでに以下のような成果 が想定されている。
  - (イ)電力:発電所の復旧、変電器などの供与の結果、約460MW(イラクの供給電力量の約10%に相当)が復旧
  - (ロ)医療・保健:病院の修復、医療器材や医薬品の供与等を行った結果、年間延べ400万人の利用体制が整 備される。
  - (八)水・衛生:上下水道の修復・整備の結果、延べ約200万人の人々が裨益する。
  - (二)教育・文化:学校の修復を行った結果、延べ約610万人の生徒・学生が裨益する。
  - (ホ)雇用:延べ30万人以上の雇用を創出した。
  - (2)イラク復興信託基金(IRFFI)ドナー委員会拡大会合(東京会合)では、サーレハ・イラク暫定政府副首相 から、今後3年間(2005年~2007年)の戦略及び具体的施策を記述した、復興に向けた包括的な国家開発 戦略が示された。また、平成15年1月の国民議会選挙に向けて、選挙を全国的に実施することの重要性 が再確認され、参加各国が選挙への支援を表明し、わが国も4,000万ドルの支援を表明した。更に、2003 年のマドリッド復興支援会議での拠出表明を、各ドナーが早急に実施する必要があることが確認された。

総合的評価	結	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
	果	(具体的対応方針: 治安情勢の変化や憲法草案に対する国民投票、国民議会選挙等の政治プロセスの転
		機にも留意しつつ、現地ニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。)
	理	現状においては、復興は道半ばであり、イラク政府等からも強く支援を求められている。さらに、国際
	由	社会においても復興調整メカニズムを構築し、支援を強化しようとしている現状において、今後、我が国
		としては、状況変化を見極めつつ支援を継続していく必要がある。

事務事業名	政治プロセス及び治安分野での協力(イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善)		
施策の内容	【内容・必要性】		
及び必要性	政治プロセスの推進と治安の改善は、イラクの国家再建の一部であり、不可欠である。これらと経済復興は互いに密接不可分であり、イラクの政治体制が安定し、治安が改善しなければ、復興に対するイラク国民の努力やわが国を始めとする各国の支援も十分な効果を発揮することができない。 わが国は、このような認識に基づき、イラクでの政治プロセスの推進や国際社会の十分な関与の確保に向けて働きかけを行っている。具体的には要人間での対話において治安改善や政治プロセスについての意見交換や選挙に対する支援、無償資金協力による警察車両の供与等を行っている。		
	【平成16年度の実績】		
	(1) 平成16年9月22日、小泉総理大臣とアッラーウィー暫定政府首相との間で、日・イラク首脳会談が行われた(於ニューヨーク)。会談では、政治プロセス、治安、復興支援の3点について話し合われ、総理より、イラクの再建や国際社会の有効な復興支援の実施には治安状況の安定が不可欠であり、イラク国内		
	の法と秩序の維持に向けて一層の努力を要請した。 (2)平成16年度においては、平成17年1月30日に行われた国民議会選挙を積極的に支援した。具体的には4,000		
	(2) 平成16年度においては、平成17年1月30日に行われた国民議会選挙を積極的に支援した。具体的には4,000 万ドルの選挙支援を実施したほか、12月24日から28日まで、イラク独立選挙管理委員会(IECI)職員に 対する選挙管理の研修を実施した。フランス、イラン、ヨルダン、スウェーデン、シリア、トルコ、ア		
	ラブ首長国連邦、英国の8ヵ国において、各国日本大使館員による在外選挙の国際監視を行った。		
具体的成果	(3)警察車両などの供与や通信網の復旧といった支援を行い、治安の改善に貢献した。 (1)2004年(平成16年)3月にイラク統治評議会メンバーによって署名された基本法に基づく政治プロセス		
**************************************	が以下の通り進展した。平成17年1月に国民議会選挙が行われたが、治安など様々な困難にもかかわらず、イラク暫定政府の努力とイラク国民の意思によって投票が実施されたことは、民主化に向けた重要な一歩であると言える。		
	2004年6月1日 ヤーウェル大統領他副大統領2名、アッラーウィー首相をはじめとする33名の暫定 政府閣僚が発表。		
	6月28日 連合暫定施策当局(CPA)からイラク暫定政府に対し統治権限が委譲。 8月15~18日 国民議会の開催、暫定国民評議会委員100名が選出。 2005年1月30日 国民議会選挙の実施 2月17日 選挙結果の公表		
	2月17日 選挙結果の公表 (2)イラク政府は各国の協力を得て治安能力を強化している。治安部隊は、2004年9月には約9万6千人であったのが2005年3月末には約15万人まで増加しており、2006年5月には27万人規模に拡大される見込みである。		
総合的評価	ま 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止		
	果 (具体的対応方針: 国際社会と緊密に連携しつつ、政治プロセスの進展状況、治安状況等を見極めなが ら効果の高い支援を行っていく。)		
	理 2005年度においても、政治プロセスについて憲法草案に対する国民投票及び国民議会選挙が予定		
	由 され、また、治安面について未だ十分な改善が見られない中で、イラクは国際社会の支援を必要として		
	おり、わが国としても支援を行っていく必要がある。		

曹观曹兴力	_	<b>・ 一日</b> 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
事務事業名		国間関係の強化(二国間の相互理解の増進) 		
施策の内容	[ Þ	【内容】		
及び必要性	わが国は、イラクとの二国間関係の強化、相互理解の増進の観点から、平成15年より、イラク支援に関す			
	8	る広報(日本国内向け、イラク国民・アラブ諸国向け)、人物交流、国際交流基金を通じたTV番組の提供(「		
	đ.	らしん」等)、サッカーを始めとするスポーツ分野での支援を積極的に行ってきている。		
	【业	必要性】		
		わが国が行っている支援が十分にその効果を発するためには、イラク国民にわが国の人道復興支援の内容		
	†	p目的を理解してもらい、協力を得ることが必要である。イラク文化・教育・スポーツ面での支援を行うこ		
	٤	には、イラク国民が希望を持って再建に取り組むことができるよう、精神面での支えとして重要な意味を持		
	-	Dのみならず、そのような支援を行っているわが国に対する「友人」としての親近感をイメージを醸成する		
	2	ことにもつながり、二国間の相互理解に資する有効な手段である。		
		また、中東地域全体、ひいては国際社会の安定に今後とも大きな影響を与えるイラクとの二国間関係の強		
	11	どは、エネルギー安全保障の観点も含め、国際社会のみならず、わが国自身の安定と繁栄に関わる重要な施		
	諍	ぎである。		
具体的成果	( 1	)要人間の会談		
		・平成16年9月22日 小泉総理とアッラーウィー暫定政府首相が会談		
		・平成16年10月4日 ハッサーニ・ムサンナー県知事が町村大臣を表敬		
		・平成16年10月5日 ハッサーニ・ムサンナー県知事が総理を表敬		
		・平成16年11月22日 ズィーバーリー外相と町村大臣が会談(エジプトのシャルム・エル・シェイクに		
		おいて)		
	( 2	2)二国間関係の進展		
		平成16年6月28日、イラク暫定政府に統治権限が委譲され、日本は同政府を承認した。同9月13日、		
		鈴木敏郎特命全権大使を任命し、10月5日には、ジュマイリー駐日イラク特命全権大使が着任した。		
	( 3	3) 文化・スポーツ・人物交流等		
		・草の根文化無償のスキームを用いて、イラク・ムサンナー県においては、サッカースタジアム(オリ		
		ンピックスタジアム)の修復のほか、同県イラク青年スポーツ局に対し、サッカーボール1,000個等、		
		サッカー機材の供与を行った。		
	・アテネ五輪に出場する柔道代表選手及びコーチ各1名を招へいしたほか、アルジェリアで開催された			
		アラブ大会に向け、柔道代表選手2名、陸上代表選手3名他を招聘した。		
総合的評価	結	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止		
	果	(具体的対応方針: 政治プロセスの進展、経済・復興の状況等を見極めつつ、要人間の会談、文化・ス		
		ポーツ・人物交流等による二国間関係の強化を今後とも継続していく。)		
	理	イラクにおける政治プロセスの進展に伴い、イラク政府の体制は短期間のうちに変化することから、		
	由	今後とも要人間の関係を緊密に保っていく必要がある。また、今後イラクの国家再建が進むとともに、		
		文化交流等を通じ国民レベルの長期的な相互理解増進が一層重要になる。		

#### 【参考資料】

外交青書

外務省HP

- ・わが国の対イラク復興支援
- イラク再建に向けた動き
- ・イラク復興支援における日本の取り組み
- ・イラクを巡る情勢の経緯(主要な戦闘の終了まで)
- ・日本の対イラク文化・教育面での協力
- ・イラク復興信託基金(IRFFI)ドナー委員会会合及び拡大会合(東京会合)
- ・日・イラク首脳会談概要(平成16年9月22日)
- ・日本の外交努力(中東)(平成17年5月)
- ・パンフレット「イラク復興支援」(平成16年12月改訂)
- ・イラク人道復興支援の成果 (時の動き 平成 17年1月号)

イラク計画省「国家開発戦略(NDS)」(2005年6月)

IMF = イラク合意(2004年9月 Letter of Intent, Memorandum of Economic and Financial Policies, and Technical Memorandum of Understanding)

国連安保理決議1441,1483,1546等

国連安保理決議 1546に基づく国連事務総長レポート(2004年12月8日、9月3日、8月5日、2003年12月5日付)、国連事務総長記者発表(2004年12月15日付(イラクにおける国連プレゼンス拡大)等)ほか国連事務局公表資料(国連HP掲載)

イラク信託基金(IRFFI)ドナー委員会会合議長ステートメント等、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告(2004年7月-12月)等(IRFFIのHP、国連開発グループHP掲載)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj">http://www.mofa.go.jp/mofaj</a>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<u>http://www.google.ne.jp</u>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

## 我が国のイラク支援

平成17年4月15日

2003年10月、我が国は「当面の支援」として15億ドルの無償資金(電力、教育、水・衛生、保健、雇用等のイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善を重点)、中期的な支援として基本的に円借款で最大35億ドル(電気通信、運輸等のインフラ整備も視野に置く)の最大50億ドルの支援を表明。

2003年3月以来実施・決定した支援額は約14億ドルに上っている。

## イラクに対する直接支援(約7億7000万ドル)

イラク各省や地方当局・コミュニティ等を通じた支援をイラク全土で実施・決定。

電力(発電所リハビリ、移動式変電機)、医療(11病院リハビリ等)、水・衛生(浄水機、ゴミ・下水処理設備)、治安(警察車両等)、文化・スポーツの各分野、草の根レベルでの支援。

04年12月28日には総額約100億円(約9100万ドル)の支援の実施を決定。

- (1) イラク全土を対象とした救急車、警察用バス及びオートバイの供与
- (2)ムサンナー県内32箇所の診療所(プライマリー・ヘルス・センター) に対する医療機材の供与
- (3)サマーワ市に対するゴミ処理機材の供与

## 国際機関経由の支援(約1億100万ドル)

緊急人道支援、教育、電力、医療、雇用、文化等の分野で、UNDP、UNICEF、UNESCO、UN-HABITAT等を通じた支援を実施。

## イラク復興関連基金(5億ドル)

我が国はイラク復興信託基金(IRFFI)に4.9億ドルを拠出(国連管理部分に3.6億ドル、 世銀管理部分に1.3億ドル)。

04年2月のアブダビ会合で我が国はIRFFIドナー委員会議長に選出。同年5月末のドー 八会合では独仏露の新規参加を含む43か国・機関が出席。基金全体で10億ドルのコミッ トメント(現時点)。第3回会合は04年10月13日、14日に東京都内で開催(57ヵ国・機関が出席)。基金全体で10億ドルのコミットメント(現時点)。

05年1月の選挙支援として4000万ドルの拠出を決定。

その他、国際金融公社 (IFC) の小規模事業金融基金に0.1億ドルを拠出。

## NGO経由の支援 (約2200万ドル)

我が国NGO及び国際NGOを通じた医療や教育分野での支援を実施。

## その他(うち技術協力約650万ドル)

イラク要人・行政官の招聘、周辺国におけるイラク専門家の研修、国際協調強化のための取り組み、各種調査、独仏等との協調を実施。(了)

平成17年4月15日

## |(1) イラクに対する直接支援等(約7億7000万ドル)

## (イ)電力分野

・移動式変電設備整備計画(電力省、約7000万ドル)

概要: サマーワ(2台)を含むイラク全土に移動式変電設備27台を供与。

・タジ・ガスタービン発電所復旧計画(電力省、約6600万ドル)

概要: ガスタービン発電機7台のうち、1、2、3、5号機を取り替えるもの。

・モスル・ガスタービン発電所復旧計画(電力省、約4200万ドル)

概要: ガスタービン発電機4台のうち、1、3号機を取り替えるもの。

・モスル第一水力発電所復旧計画(電力省、約5200万ドル)

概要: 水力発電所のリハビリ(機器・部品の供与、据付、調整試運転およびトレーニング)を行うもの。

## (口)医療分野

・南部地域主要病院整備計画(保健省、約5100万ドル)

概要: いわゆる13病院のうちナーシリーヤ、ナジャフ、ディーワーニーヤ、サマーワの4病院に医療機材の供与及び設備の改修を実施。

・北部地域主要病院整備計画(保健省、約6800万ドル)

概要: いわゆる13病院のうちキルクーク、エルビル、モスル、ドホークの4病院に 医療機材の供与及び設備の改修を実施。

・中部地域主要病院整備計画(保健省、約4600万ドル)

概要: いわゆる13病院のうちバグダッド、クット、アマラの3病院に医療機材の供 与及び設備の改修を実施。

・救急車整備計画(保健省、約5300万ドル)

概要: イラク全土の保健省傘下の病院等に配置される救急車700台購入の供与。

・ムサンナー県プライマリー・ヘルス・センター整備計画 (ムサンナー県保健局、約800万ドル)

概要: ムサンナー県内に所在する32箇所のプライマリー・ヘルス・センターに対する医療機材等の供与。

## (ハ)水・衛生分野

・浄水設備整備計画(バグダッド市、約5500万ドル)

概要: プレハブ式の浄水設備(コンパクトユニット)30基を供与。

・ ゴミ・下水処理特殊車輌整備計画(地方・公共事業省及びバグダッド市、約5700 万ドル)

概要: ムサンナー県を含むイラク全土にゴミ収集車、ゴミ埋め立て用ブルドーザー、バキュームカー等を供与。

・ サマーワ市ゴミ処理機材供与計画(サマーワ市民生局、約600万ドル)

概要: サマーワ市に対するゴミ収集車、ゴミ用コンテナ等のゴミ収集用機材の供

## (二)治安・その他

与。

・警察車両1150台の供与(内務省、約3000万ドル)

概要: 27都市に配備予定(サマーワには40台の車両が配備)。

・防弾車輌供与計画(内務省、約500万ドル)

概要: バグダッド市及びサマーワを含むムサンナー県に20台の防弾車両を供与。

・警察用バス及びオートバイ整備計画(内務省、約2400万ドル)

概要: イラク全土に配備される150台の警察用バス及び500台の警察用オートバイ

## の供与。

・消防車整備計画(内務省、約2000万ドル)

概要: バグダッド市、バスラ県及びサマーワ(6台)含むムサンナー県に消防車70台を供与。

・南北基幹通信網整備計画(通信省、約4600万ドル)

概要: イラク南北間の基幹伝送路を整備し、地域相互間の通信を可能にする。

・市外電話交換機整備計画(通信省、約3300万ドル)

概要: 主要都市の市外電話交換機10台を更新し、電話サービスの復旧することで

基幹伝送路への接続と主要都市への通話を可能にする。

## (ホ)草の根レベルでの支援

- ・バグダッド:
  - 自治組織に対する事務機器等の供与
  - 小学校8件および工業学校1件の整備
  - 障害児センターに対する家具・遊具等の供与
  - イラク・サッカー協会へのサッカー器材の寄贈(輸送支援)
  - TV番組「おしん」(2003年10月末から放映開始)、「プロジェクトX」および「人形劇」の無償提供
  - イラク柔道連盟への柔道器材の供与
  - ヒバトラー・ダウン症障害センターの整備
  - ラシード地域への機材供与
  - イラク柔道連盟に対する中古柔道器材輸送費
- ・ サマーワを含むムサンナー県(自衛隊とも緊密に連携):
  - ムサンナー県水道局へ給水車12台の供与
  - ユーフラテス川氾濫による被災民支援(テント240張)
  - サマーワ総合病院に対する医療品・医療機材供与
  - ムサンナー県青年スポーツ局に対するサッカー器材供与
  - ルメイサ病院及びヒドゥル病院に対する機材供与
  - ムサンナー県水道局への浄水装置5台の供与
  - ムサンナー県水道局への給水タンク304基の供与
  - ムサンナー県水道局への給水車26台の追加供与
  - ムサンナー・テレビへの撮影・編集機材の供与
  - ムサンナー県水道局への浄水装置1基及び貯水タンク7基の供与
  - ムサンナー県内道路改修支援(マージ・サワ間、ヒドル・ダラージ間)
  - ムサンナー県道路・橋梁局への道路建機等の供与
  - ムサンナー県保健局への救急車32台の供与
  - オリンピック・スタジアムの改修
  - ムサンナー県全ての小学校(約270校)への児童図書寄贈(約21,000万冊)(国際交流基金)
  - サマーワへの発電機9基の供与
  - ムサンナー県内道路改修支援(アルブ・ギダール道路、アル・クワシ道路、マジッド郡内道路)
  - サマーワ市内道路改修支援(北部及び南部)
  - ブサイヤでの井戸設置(4カ所)
  - サマーワ市内の警察ポスト(6カ所)に対する機材供与
  - ムサンナー県教育局に対するスポーツ器材供与

## ・ イラク北部

- 下水処理施設4箇所の整備、中学校再建(モースル)
- 上水施設2箇所の整備、救急車10台の供与(ニネヴェ県)

- 【(2)国際機関経由の支援(約1億100万ドル) (注:以下、数値は全て概算)
- (イ)イラク緊急人道支援(約3000万ドルWFP、UNICEF、ICRC、UNHCR経由)
- (ロ)文化遺産保存・修復等(約200万ドルUNESCO経由)

## (八)教育分野

・イラク初等教育再生計画(約1000万ドル、UNICEF経由)

概要: バグダッド、モスル、ナジャフ・周辺地域での学校修復、学用品供与等。

・イラク学校再建事業(約600万ドル、UN-HABITAT経由)

概要: バスラ、サマーワ、ナーシリーヤ及びアマーラの学校修復

## (二)電力及び医療分野

・中央配電所復旧計画(約600万ドル、UNDP経由)

概要: 中央配電所の施設復旧及び配電制御用コンピューター等の資機材供与

・ハルサ火力発電所緊急復旧計画(約800万ドル、UNDP経由)

概要: ハルサ火力発電所の施設修復及びバスラ地域の送配電網の修復

・カーズミーヤ教育病院緊急復旧計画(約400万ドル、UNDP経由)

概要: カーズミーヤ教育病院の施設修復及び医療機材・器具の供与

## (ホ)雇用・その他

・ウンム・カスル港湾浚渫プロジェクト(250万ドル、UNDP経由)

概要: ウンム・カスル港における緊急浚渫の実施

・コミュニティ再建事業(約300万ドル、UN-HABITAT経由)

概要: バグダッド、サマーワ及びキルクークの社会的弱者(特に女性)の住宅、公共施設

3000戸の再建及び生活インフラの整備

・イラク復興雇用計画(約600万ドル、UNDP経由)

概要: バグダッドにおいてイラク人を雇用。瓦礫除去、ゴミ収集、建物修復等。

・イラク復興雇用計画 (約1500万ドル、UNDP経由)

概要: イラク北部及び南部4県(ムサンナー県を含む)において現地住民を雇用し、上下水

道の復旧、ゴミ収集、清掃等を実施

(へ)イラク社会経済開発等支援(1000万ドル、世界銀行経由)

### |(3)イラク復興関連基金(5億ドル)|

## (イ)イラク復興信託基金(4.9億ドル)

- ・ 平成15年度予算から4.5億ドル(国連管理部分に3.6億ドル、世銀管理部分に0.9 億ドル)拠出。平成16年度予算から世銀管理部分に更に0.4億ドル拠出。
- ・ 04年2月のアブダビ会合で我が国は議長国に選出。同年5月末のドーハ会合では 独仏露の新規参加を含む43か国・機関が出席。基金全体で現時点では10億ドル のコミットメント。第3回会合は04年10月13日・14日に東京都内で開催。
- ・ 05年1月の選挙支援として4000万ドルの拠出を決定。
- (ロ)国際金融公社(IFC)の小規模事業金融ファシリティ(0.1億ドル)

## (4)NGO経由の支援(約2200万ドル)

- (イ)日本NGOを通じた支援
  - ・ ジャパンプラットフォーム (JPF) 傘下のNGOによる医療・教育分野等の活動支援 (4次にわたるもの)

概要: <第1次/約325万ドル>

(ピースウィンズ・ジャパン)イラク北部地域における緊急医療支援、生活物 資の配給

(合同チーム)イラク・ヨルダン国境地帯難民キャンプでの緊急医療支援

<第2次/約250万ドル>

(ピースウィンズ・ジャパン) バグダッド及びモスルの病院の応急修復、機材の供与等

(JENとBHN) イラク・ヨルダン国境地帯難民キャンプでの緊急医療支援

(ワールド・ビジョン・ジャパン)ニネベ県における国内避難民を対象とした生活 必需品の配給

<第3次/約247万ドル>

(ピースウィンズ・ジャパン) 北部地域における医療施設等の応急修復、越冬支援物資の配給等

(JEN) バグダッド市内の小学校のトイレ、上下水設備等の応急修復 < 第 4 次 / 約697万ドル >

(ワールド・ビジョン・ジャパン)ニネベ県における初等教育施設の水・衛生設備 修復事業

(JEN) バグダッド市内の小学校及び周辺地域の下水施設修復事業(ピースウィンズ・ジャパン) イラク北部における避難民・帰還民支援等

- ・ 「日本・イラク医学協会」を通じたサマーワ母子病院への医療機材供与(2回)
- ・ 「東京財団」による「イラクの子供達に毛布を送る運動」への輸送費支援

## (口)国際NGOを通じた支援

- ・ ヨルダン「ハシミテ慈善財団」を通じた医薬品等の供与
- ・「ケア・インターナショナル」を通じた医療用具の供与
- 仏NGO「ACTED」を通じたムサンナー県における安全な水へのアクセス 改善支援

## (5) その他(うち技術協力分650万ドル)

## (イ)イラク行政官等の招聘・能力構築

- ・ ムサンナー県保健局長及び4病院長招聘(04年5月)
- ・ イラク外交官<19 名>の本邦研修(04 年9月~10月)
- ・ ムサンナー・テレビ局技師等<11 名>の招聘(04年9月~10月)
- ・ ムサンナー県対象看護師<10 名>研修(04 年 10 月)
- ・ ムサンナー県対象医師<10 名>研修(04 年 11 月)
- ・ イラク独立選挙委員会関係者<8 名>に対する選挙管理研修(04 年 12 月)

## (ロ)周辺アラブ諸国における研修事業

- ・ 日・エジプト合同医療協力(04年3月、100名)
- ・ 日・ヨルダン電力第三国研修(04年5月~6月、45名)
- ・ 日・ヨルダン統計第三国研修(04年8月、18名)
- ・ 日・ヨルダン水資源管理第三国研修(04年8月~9月、24名)
- ・ 日・ヨルダン博物館・遺跡管理第三国研修(04年9月、15名)
- ・ 日・エジプト合同医療協力第2弾(第1期)(04年10月、115名)
- ・ 日・ヨルダン教育(IT)研修(04年10月、19名)
- ・ 日・ヨルダン上下水道計画策定研修(04年11月~05年3月、20名)
- ・ 日・エジプト合同医療協力第3弾(05年3月、113名)

## 5-3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援

政策所管局課(室) 中東第二課 評価年月日 平成 17 年 5 月

#### 政策の目的

アフガニスタンの安定への貢献

## 政策の背景・概要と必要性

#### 【背景】

アフガニスタンは、1979年のソビエト連邦の侵攻後、20年以上も内戦状態が続いていたため、国土が荒廃し人々は貧困に苦しんできた。また、1994年頃からイスラム原理主義のタリバーンが勢力を伸ばし、1996年には首都カブールを制圧したが、圧政的な政策をとり、国際社会から孤立していた。2001(平成13)年9月11日の米国における同時多発テロ事件を機に、アフガニスタンがテロの温床を抱えているとの認識の下、米国等によるタリバーンに対する武力行使が行われた。2001年12月、アフガニスタン各派の代表は、今後の和平プロセスについて合意し(ボン合意) 12月22日には暫定政権が発足し、2002(平成14)年6月にはカルザイ暫定政権議長を大統領とする移行政権が発足した。この後、2004(平成16)年1月には新憲法の採択・発布が行われ、同年10月9日には大統領選挙が実施されるなど、民主化・復興が着実に前進している。

#### 【必要性】

アフガニスタンを安定させ、テロの温床を排除し、再び破綻国家となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては日本の安全保障上の利益につながることとなる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの混乱には関わりが薄く、穏健な経済大国である日本が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン各派や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再びテロの温床にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中わが国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。

#### 【概要】

日本は、2002(平成14)年1月に東京において、アフガニスタン復興支援会議を開催し、国際社会全体としてアフガニスタンへの復興支援をとりまとめるとともに、自身も地域共同体の再建、地雷・不発弾の除去、教育、保健・医療、メディア・インフラ、女性の地位向上といった分野を中心に向こう2年6ヵ月の間に5億ドルまでの支援を行う旨を表明し、2004(平成16)年2月までにこれを実施した。また、2002年の東京会議の一周年記念として、2003(平成15)年2月22日にアフガニスタン「平和の定着」東京会議を開催した。さらに、2004年3月末のベルリンにおけるアフガニスタンに関する国際会議において向こう2年間で4億ドルの支援を表明するなど、アフガニスタンの和平と復興に向けて積極的に貢献してきた。

この中で、わが国は、紛争後の国家の復興を効果的に支援するためには、従来型の復旧・復興支援だけでなく、その前提となる治安や和平プロセスに対する支援をも含めた、包括的な支援が必要との観点から取組を行ってきている。具体的には、難民・避難民の再定住、インフラ整備、教育、保健、医療・衛生、女性の地位向上や農業分野への支援といった復興分野に対する支援に加え、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、警察再建、麻薬対策といった治安支援、和平定着・民主化促進等を目的とした和平プロセスに対する支援を行っている。

## 目的達成のための考 え方

アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、2001年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、いまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。わが国はアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安や和平プロセスの進展に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、日本に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である。

#### 外部要因

- (1)アフガニスタンの平和と安定に対しては、アフガニスタンの政権の動き、軍閥など不安定要因を もたらすグループの動向、米国を始めとする国際社会の動向等が大きな影響を与える。
- (2)アフガニスタンへの復興支援は、主要ドナー国及び国連諸機関をはじめとする関係国・国際機関 と協力して実施している。
- (3) 人道支援などアフガニスタン国民の生活環境向上に直接つながることが期待されるものがあるものの、復興支援全体の効果は、治安情勢や政治プロセスの進展状況など、アフガニスタンの国内事情に影響を受ける。

(4)アフガニスタン支援の成果が発現しているかどうかについては、中長期的な視点が必要であり、 必ずしも短期的に目に見える形で確認できる性質のものではないことに留意する必要がある。

#### 投入資源

予算	平成 1 5 年度	平成16年度
	61	25.5

(注)本省分予算

単位:百万円

我が国は、平成 14 年 1 月のアフガニスタン復興支援国会合(東京会議)で平成 15 年 6 月までの間に 5 億ドル、平成 16 年 4 月のベルリン会議では平成 17 年 3 月までに 4 億ドルの支援表明を行った。これまで年平均 2 億ドル程度の支援を実施してきている。

人的投入資源	平成 1 5 年度	平成16年度
(定員ベース)	3.5	3.5

(注)本省分職員数

単位:人

このほか総合外交政策局、国際社会協力部、経済協力局等と共に作業している。

#### 政策の評価

### 【目的達成に照らしての評価の切り口】

- ・アフガニスタンの安定の進捗状況(過去1年)
- ・アフガニスタンの安定へのわが国の貢献

## 【政策の目的達成 状況】

#### 【アフガニスタンの安定の進捗状況】

- (1)アフガニスタンにおいては、2001年の「ボン合意」以降、政治プロセスが概ね着実に進展している
- (2)2002(平成14)年6月に移行政権が発足、2004(平成16)年1月には新憲法が採択・発布され、2004年10月9日には、大統領選挙が実施された。選挙においては、登録有権者数の71%にあたる1,200万人が投票し、カルザイ移行政権大統領が55.4%の得票で選任され、12月7日にカルザイ大統領就任式典が行われた。この大統領選挙に際しては、アフガニスタン国民の努力とこれを支える国際社会の支援により、大きな治安上の混乱は生じず、アフガニスタンの安定に向けた大きな前進となった。この後、2005(平成17)年9月には議会選挙の実施が予定されている。
- (3) しかしながら、パキスタン国境と接する南部、南東部、東部を中心に、タリバーン、アル・カーイダ、ヘクマティアル派等テロ組織の活動は継続しているほか、地方軍閥間の戦闘も続いており、 治安は依然として不安定な状態が続いている。また、復興の成果が国の隅々にまで目に見える形で行き渡っていない面もある。

#### 【アフガニスタンの安定へのわが国の貢献】

- (1)わが国は、2002 年1月に主催したアフガニスタン支援国際会議で表明した5億ドルの復興支援を2004年2月までに実施、さらに2004年3月末のベルリン国際会議で、2004年3月から2006年4月末までに4億ドルの追加支援を行うことを表明した。日本の支援は、「平和の定着構想」に基づいており、この構想の3本柱である和平プロセス(選挙支援)、治安維持(元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰[DDR]や地雷対策)及び復興(幹線道路整備等)のすべてにわたる。わが国のこのような支援を含む国際社会の協力の結果として、アフガニスタンの状況は、2004年の大統領選挙の実施等に見られるように、大きな前進があり、改善されてきている。
- (2)2004(平成16)年度のアフガニスタンに対する無償資金協力は84.74億円、技術協力は15億4700万円であった。これまでの人道支援を含めた支援総額は、883百万ドルを上回る。こうした支援の結果、これまでにカブール・カンダハール道路日本工区50Kmの完全舗装の完了(04年9月)。DDR分野において約6万名の旧国軍兵士のうち4万名が、武装・動員解除(05年3月末)保健分野において100以上の診療所の支援等の具体的な成果があがっている。
- (3)2004年10月の大統領選挙に当たっては、日本よりも選挙監視団を派遣し、成功裡の実施に貢献した。また、12月のカルザイ大統領就任式典には、特派大使として逢沢外務副大臣及びアフガニスタン支援総理大臣特別代表として緒方貞子国際協力機構(JICA)理事長が出席した。

## 【目的と手段の関 係の適切性】

アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なものの、選挙の実施など、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道を歩んでいることから、わが国の人道支援及び和平の定着を念頭に置いた各種支援がこれに貢献しているものと考えられる。

アフガニスタンへの支援は、国際社会の様々な主体が行っており、わが国の支援による効果のみを測ることは困難である。また、治安情勢も支援の効果発現に影響を与えている。なお、支援が十分に効果を発するには、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で実績、効果等が目に見える形で確認できるものではないことに留意する必要がある。今後も、復興の度合いに合わせて継続的・段階的な取組が必要である。

分 析

#### 【今後の課題】

2005年9月に予定されている議会選挙の実施により、アフガニスタンの国家再建のプロセスに一応の 目途がつくこととなるが、まだ最貧国のレベルにある同国の復興は道半ばであり、我が国を含めた国 際社会は引き続き同国への支援を継続する必要がある。

## 【政策への反映】(【一般的な方針】

## 予算、機構・定員要 求への反映)

アフガニスタンの平和と安定の実現のためにも、施策を継続するとともに、予算、定員等の拡充に 努めたい。

#### 【事務事業の扱い】

二国間関係の強化 (二国間の相互理解の増進)

今のまま継続

和平・復興支援の実施(国民の生活水準の向上、和平・復興の進展)

今のまま継続

#### 【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

#### 第三者の意見

#### 2004年10月19日付東京新聞社説

「アフガンは、・・・国際支援の継続がなお不可欠であることはいうまでもない。日本の役割の重要 性も不変である。」と記述されている。また、2005年3月29日付日本経済新聞夕刊一面においては、「 現地の国連代表J・アルノー氏は、日本国民がアフガニスタンのことを忘れないで、再建復興を長期的 ・持続的に応援して欲しいと力説する。アフガニスタン政府・国民が援助慣れしないで自主独立の精 神を持ち続ければ、日本や国際社会の支援が活きてくる」と記述されている。

## 評価総括組織のコ メント

- ・ アフガニスタンは治安情勢については不安定要素がある一方、着実に和平・復興が進んでいる。復 興支援には様々な主体が関わっており、アフガニスタンの安定へのわが国の貢献度合いを図ること は困難であるが、わが国の人道支援及び和平の定着を念頭に置いたわが国の支援は、着実に実績を 積み重ね、成果をあげている。また、当事国であるアフガニスタンはもちろん、国際社会全体から 高い評価を受けている。
- 評価おいては、様々な主体が関わっており、わが国単独の貢献を測ることは困難であるが、成果を 意識して具体的な実績を分かりやすく説明している。
- ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は総論的であるが、アフガニスタンの状況に鑑みれば 妥当である。
- ・ 17年度の重点外交政策である。
- ・ 18年度の重点外交政策である。

	でのデザベンド IIII	
事務事業名	二国間関係の強化(二国間の相互理解の増進)	
施策の内容及	【内容】	
び必要性	アフガニスタンとの二国間関係の強化、相互理解増進の観点から、アフガニスタン問題に関するセミナー	
	の開催、人物交流(要人間の会談等を含む)等を行っている。	
	【必要性】	
	アフガニスタンの平和と安定の実現は、中東や中央アジア地域だけでなく、世界全体の平和と安定、さら	
	にはテロの根絶・防止にもつながり得る重要な課題である。わが国の支援が最大限の効果を発揮するような	
	環境を整備するという観点から、アフガニスタンとの対話を密にし、二国間関係を強化し、交流を深めるこ	
	とは、わが国と中東・中央アジア・イスラム地域との相互理解の促進に資するものであり、将来的に良好な	
	対日感情を醸成する上でも有効である。	
具体的成果	平成16年度においては、以下のような取組を行った。	
(有効性)	(1)2月にアフガニスタンより殉教者・障害者相が、3月に財務相及び教育相それぞれが来日し、7月には	
	逢沢外務副大臣が同国を訪問した。また、9月にはニューヨークにおいて小泉総理とカルザイ大統領の	
	間で、日アフガニスタン首脳会談を実施した。	
	(2)更に12月7日のカブールでのカルザイ大統領就任式典に出席するため、特派大使として逢沢外務副大臣	
	及び緒方JICA理事長(総理特別代表)がアフガニスタンを訪問した。逢沢副大臣は、12月6日にカルザ	
	イ大統領と会談を行い、同大統領よりは、「日本の支援がなければここまで来られなかった」との発言が	
	あった。また、緒方特別代表は12月6日及び10日にカルザイ大統領を会談した。これらの訪問意見交換	
	は、わが国の対アフガニスタン支援の現状の把握及び今後の方針への提言を行うに際し有益であったと	
	言える。	
	(3)なお、6月には、アフガニスタンの若手・中堅政治指導者10名を訪日招待し、東京において同10名、在	
	京アフガニスタン大使他が参加するアフガニスタン問題についての公開セミナーを実施した。同セミナ	
	ーの開催は、アフガニスタンの政治プロセスの現状について、国民の理解を深める観点から有益であっ	
	た。	
総合的評価	結 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止	
	果 (具体的対応方針:アフガニスタンとの対話を密にし、二国間関係を強化するため、特に首脳・閣僚レベ	
	ルの往来・意見交換を活発化させていく。)	
	理   二国間関係の強化・相互理解の増進のためには、中・長期的に取組を実施していく必要があり、特に、両	
	由 国のハイレベル同士の緊密な意見交換が重要である。中東・中央アジア・イスラム地域に属すアフガニス	
	タンをテロと麻薬の温床としないためにも、相互理解を深めつつ同国の復興を促進することに資する日本	
	としての努力が必要である。	

## 事務事業名 和平・復興支援の実施(国民の生活水準の向上、和平・復興の進展) 施策の内容及 【内容・必要性】 び必要性 アフガニスタンは、わが国を始めとする国際社会の協力・支援を受け、着実に国家再建プロセスを進めて いるが、中央政府の統治が行き届いていない地域を中心に、未だ治安情勢は不安定であり、復興は道半ばで ある。今後、新政権の下で国家統一が促進され、アフガニスタンに真の平和が定着し、再びテロの温床とな ることがないよう、わが国として引き続き和平プロセス、治安、人道・復興分野を中心に支援を実施してい くことが必要である。支援の決定・実施に当たっては、アフガニスタンという紛争後の国家を効果的に支援 するため、従来型の復旧・復興支援だけでなく、その前提となる治安や和平プロセスに対する支援も念頭に 置いている。 【平成16年度の実績】 (1) 平成16年度においては、具体的には以下のような支援を実施した(ODAによる支援のみ。)。 ・DDR 支援 ・学校建設計画、空港ターミナル建設計画 ・大統領選挙実施のための支援 (2)10月の大統領選挙に当たって、総勢10名の選挙監視団を派遣した。カブール試案での監視業務に従事す ると共に、パキスタン、イランでも在外選挙監視を行った。 具体的成果 (1)これまでの支援の結果、以下のような成果が得られている。 (イ)教育分野(学校の修復や教師の育成など): 32校の建設、約3万人の学生・生徒を支援。その他、 平成16年まで教育分野に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力を252件(24億2400万円)実施済 (ロ)インフラの復旧(道路の修復など):カブール・カンダハール間幹線道路の内50キロを整備済み。カン ダハール・ヘラート間幹線道路の内114キロの整備に着手。 (八)難民・避難民への支援: UNCHRが2002年3月からアフガン難民帰還事業を開始して以来、2004年末時点 で306万人がUNCHRの支援により帰還している。我が国は最近5年間でUNCHRを通じ総額約1億1500万ド ルの拠出を実施しており、難民及び国内避難民の大規模な帰還に大いに貢献している。 (二)保健・医療分野(ワクチン供与や医療器材、医薬品の供与など): 小児感染症予防医療器材、医薬品等 に対し38.4億円の支援を実施(その他、草の根・人間の安全保障無償資金協力で8件を実施)。 (ホ)DDRプログラム:6万人を対象に実施。 (2)大統領選挙や平成17年9月に予定されている議会選挙は、アフガニスタンの和平プロセスの総仕上げと 言えるものであり、わが国をはじめとする国際社会の支援の結果、大統領選挙は治安上の大きな混乱も なく、成功裡に実施された。 総合的評価 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針:アフガニスタンにおいて本格的な国造りが進むよう、政治プロセス進展、治安回復、 復興促進というあらゆる観点から、引き続き「平和の定着」のための支援を継続していく。) 理 アフガニスタンの平和と安定は国際社会の平和と安定に資するものであり、我が国の反映に影響を及

ぼす重要な問題である。同国をテロと麻薬の温床としないためにも、和平・復興のこれまでの成果を確

実なものとしつつ、我が国は引き続き国際社会と協力し道半ばである同国の復興を支援していく。

### 【参考資料】

由

外交青書

外務省HP

- ・アフガニスタン概況
- ・アフガニスタン支援~紛争後の国家復興を支援する日本の新しい取り組み~
- ・アフガニスタン「平和の定着」東京会議
- ・ODAを活用した紛争後の国家復興への支援(平成15年10月)
- ・大きな成果を挙げ国際的に評価の高いプロジェクト(平成 15 年 10 月)
- ・わが国のアフガニスタン支援~カルザイ大統領の訪日に際し(平成15年2月)
- ・アフガニスタン大統領選挙へのわが国選挙監視団派遣について(平成16年10月1日)
- ・アフガニスタン大統領就任式へのわが国特派大使派遣について(平成16年12月3日)
- ・国別データブック・アフガニスタン

## 5 - 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

政策所管局課(室) 中東第一課、中東第二課 評価年月日 平成 17 年 5 月

政策の目的	わが国の中東政策における国際的な発言力の強化			
政策の背景・概要と	【背景】			
必要性	中東の平和と安定はわが国のみならず国際社会の平和と繁栄に直結する重大な問題である。石油需			
	給の中長期的な逼迫に対する懸念が高まる中、わが国はエネルギー資源の大部分を中東・イスラム諸			
	国に依存している。			
	【必要性】			
	中東和平問題やイラク復興等、	わが国が中東の諸問題に種	責極的に関与していくにあたっては、中東	
	諸国からの理解と支持を得ることが	が重要である。		
			あり、この分野における中東諸国の重要性	
		、中東・イスラム諸国との	D関係は中長期的視点で考えていく必要が  	
	ある。			
	【概要】			
	【呱女】   (1)中東諸国との対話の深化・抗	tr <del>i 人</del>		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		    ける中東諸国との活発な要人往来、様々な	
			物交流を着実に実施している。また、平成	
			交の施策の柱の一つとして、日本とアラブ	
			エジプト及びサウジアラビアとの間で設立	
	されたいわゆるトラック 2 会	されたいわゆるトラック2会合として「日・アラブ対話フォーラム」が設立された。		
	(2)イスラム世界との対話の深化・拡大			
	平成 13 年 1 月、河野外務	3大臣(当時)は、湾岸諸[	国を訪問した際「湾岸諸国との重層的関係	
	に向けた新構想」(通称:河野	野イニシアティブ)を提唱	引した。この構想の一つの柱が、「イスラム 	
	世界との文明間対話」であり、平成 12 年 3 月から 7 回に亘り外務省に有識者を招いて開催され			
	たイスラム研究会の政策提言を踏まえたものである。			
	(3)わが国の立場と支援姿勢の積極的広報			
	わが国の対中東外交政策について、談話や記事資料の発出に加え、ホームページも活用しつつ			
	積極的な広報を着実に実施している。			
目的達成のための考			いう政策目的を実現するためには、大前提	
え方	としてわが国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にもわ			
	が国を理解させる努力が必要となる。具体的には、まず中東諸国との対話の深化・拡大として、要人			
	往来、人物交流に加え、わが国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力(政策として			
	の対話事業)が考えられる。また、より中長期的な観点から有識者間の相互理解の浸透を図るための			
	対話努力(知的対話事業)の一環として、イスラム社会との対話の深化・拡大という方途も必要であ			
	る。更に、日本の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、国際的な発言力の強化に資するもので ある。何れにせよ、重要なのは重層的な形で相互理解促進の措置をとることである。			
外部要因			•	
71'dP3CEI	双方向的コミュニケーションの拡大のためには相手方の努力も必要であり、日本側のみの努力で完全に達成できるわけではない。中東諸国側の取り組みは、我が国の取り組みに比べて必ずしも十分で			
	ない側面がある。			
	はい関節がある。 なお、要人往来、人物交流、積極的な広報、中東諸国との相互理解の深化、イスラム世界との対話			
	の深化・拡大にもたらす効果は、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確			
	認できるものではないことにも留意する必要がある。			
投入資源				
	予算	平成 1 5 年度	平成16年度	
	丁昇	69.0	72.6	
	(注)本省分予算		単位:百万円	
	人的投入資源	平成 1 5 年度	平成16年度	
	(定員ベース)	23.6	23.6	
	(注)本省分職員数		単位:人	

#### 政策の評価

【目的達成に照らしての評価の切り口】

・中東・イスラム諸国との交流拡大の状況

## 【政策の目的達成 状況】

わが国と中東・イスラム諸国との双方向的コミュニケーションの拡大を図るべく、以下の通り、多様な分野・レベルで、様々な種類の交流・広報活動が行われた。

#### (1)中東諸国との対話の深化・拡大

#### (イ)要人往来

エルドアン・トルコ首相(平成 16 年 4 月 ) ハムダーン・アラブ首長国連邦副首相兼外務担当国務大臣(4月 ) ハマド・カタール第一副首相兼外務大臣(6月 ) サバーハ・クウェート首相(7月 ) ジャービル・クウェート副首相兼国防大臣(11月 ) ブーテフリカ・アルジェリア大統領(12月)及びアブドッラー・ヨルダン国王(12月)の訪日、町村大臣のエジプト訪問(平成 16 年 11月 ) イスラエル・パレスチナ自治区訪問(平成 17 年 1月)など中東諸国との活発な要人往来が行われた。

#### (口)人物交流、各種招聘

中東若手外交官招聘、日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ自治区女性交流、日レバノン・ヤングリーダー派遣・招聘、中東地域の市民グループ関係者等招聘(職業訓練関係者招聘)、中東貿易・投資自由化若手関係者招聘、各種青年招聘(リビア、スーダン、イスラエル・パレスチナ合同、サウジ、アフガン、イラン)を実施した。従来は国別の招聘が多かったが、複数国からの招聘、分野別の招聘等多様な人物交流が行われている。

#### (ハ)日・アラブ対話フォーラム

平成 17 年 1 月に第 3 回日・アラブ対話フォーラムをリヤドで開催。平成 17 年 3 月には、イラク及びパレスチナの選挙に関するタスク・グループ会合を開催。回数を重ねる毎に幅広い分野において深い議論が行われるようになっている。

### (2) イスラム世界との対話の深化・拡大

平成 17 年 11 月に第3回イスラム世界との文明間対話セミナーをテヘランで開催。日本側参加者よりコーランの内容を異なる宗教、文化を背景とする人々にも届くような共通言語に翻訳して発信すべきであると発言したのをきっかけに議論が活発化した等、回数を重ねる毎に活発な議論が行われるようになっている。

### (3)わが国の立場と支援姿勢の積極的広報

中東情勢に関して外務大臣談話及び外務報道官談話を数多く発出。中東各国プレスの在京特派員や現地レベルでのプレス関係者との交流を行い日本の立場と取り組みについての政策広報に努めた。随時中東和平に関する外務省 HP を更新すると共に、中東和平総合ホームページ「さらーむ・しゃろーむ」を立ち上げた。在京アラブ外交団との活発な交流を行い、地域の諸問題に対するわが国の立場につき説明した。

# 【目的と手段の関係の適切性】

わが国と中東・イスラム諸国との交流については、欧米に比して質・量ともに限られているところ、様々な国々、レベル、分野において交流の機会を広げ、その質も高めていくことが重要である。その観点から、 中東諸国との対話の深化・拡大(要人往来、人物交流・各種招聘、日・アラブ対話フォーラム) イスラム世界との対話の深化・拡大、 わが国の立場と支援姿勢の積極的広報という手段を重層的に用いることが不可欠である。

なお、短期間でこれらの事業の効果を把握することは難しいが、わが国と中東・イスラム諸国との 交流の機会は確実に増加し、内容も多岐に渡るようになっており、中東・イスラム諸国との相互理解 促進及びそれを基盤としたわが国の中東政策における国際的な発言力強化に向けて、有効な手段を講 じていると考える。

分 中東・イスラム諸国との交流の拡大を通して、相互理解がどの程度進展したかを把握するのは 析 困難であるが、様々な国、分野、レベルでの交流が進展しており、将来的により深い相互理解に 基づいた関係の構築につながるものと期待される。

#### 【今後の課題】

- (1)要人往来を中心とした政策当局の対話は、特に中東諸国においては長期にわたって政権が継続するケースが多いこともあり、適切なタイミングで両国の往来の収支を一致させる事を念頭に置きつつ(多くの国の場合中東諸国の要人が我が国に訪問することが多く、我が国要人の訪問が少ない)、各国の現在及び将来の権力構造を見きわめつつ戦略的に実施することが必要。
- (2)また、各種フォーラムを通じた有識者同士の対話も重要であり、政策立案との関連性を常に念頭 に置きつつ、実施していくことが必要。
- (3) 青年交流や女性交流等の草の根レベルの理解促進のための交流については、そのフォローアップ

をこれまで以上に重視し、対象者を戦略的に選定することを念頭に置きつつ、実施していくこと が必要。

(4)積極的な広報については、迅速に明確なメッセージを発出することに心がけつつ、着実に実施していくことが必要。

## 【政策への反映】

#### 【一般的な方針】

## (予算、機構・定員 要求への反映)

中東・イスラム諸国との対話は中長期的な視点に立って考えていく必要があり、政策当局同士の対話については、その内容、フォローアップ等を念頭に置きつつ、今後も実施していく。また、有識者同士の対話についても、政策立案との関連性を常に念頭に置きつつ実施していく。

#### 【事務事業の扱い】

中東諸国との対話の深化・拡大 イスラム世界との対話の深化・拡大 わが国の立場と支援姿勢の積極的広報 今のまま継続 今のまま継続

今のまま継続

#### 【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

#### 第三者の意見

我が国と中東・イスラム諸国との対話の深化・拡大については、欧米とは異なる我が国の独自の地位を指摘した上で、その推進の必要性を説く論調が見られる。例えば、「今、国際情勢の焦点になっている中東は、日本にとって、石油など物流の生命線だ。日本に好感情を持ってきた地域でもある。パレスチナやイラクの問題では、日本のやり方は米国と違う。しかし、それを理由に何もしないことは二十一世紀の日本には許されない。日米同盟と国際協調主義と中東外交の三つをどう調整するかを意識し、米国と付き合う必要がある。米国に率直に問題点を指摘し、必要なら見直しを誠実に助言すべきだ。日本はイスラムと米国との関係を中心に多角的な文明間対話を進める力を持っているからだ。」(平成16年8月18日読売新聞における山内昌之東京大学教授の見解)という意見がある。

また、自衛隊派遣で「対米追従」の印象を強めた日本に関し、「中東諸国の日本への見方が変わっていく危険性は確かにある。対話を続け、顔の見える支援を増やしていく必要がある。」(平成16年4月2日毎日新聞における山内昌之東京大学教授の見解)」という意見がある。

その上で、我が国の中立的な立場を評価し、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくことを期待する意見がある。例えば、町村外務大臣のイスラエル及びパレスチナ自治区訪問に関連し、「同じ日にそれぞれ(注:イスラエル、パレスチナ)の首脳クラスと会談できる国は、そう多くないだろう。そんな中立的な立場を生かし、日本ならではの『橋渡し外交』を探りたい。」(平成17年1月20日神戸新聞 朝刊社説)という意見が見られる。

## 評価総括組織のコメント

- ・ 他の地域と比較して、これまでの交流の機会が必ずしも多かったとは言えない中東・イスラム諸国 との対話の機会を着実に積み上げていくことは、将来的に政策目的の達成に照らした前進、成果に つながりうる。また、交流拡大の実績もあがっている。
- ・ 政策目的の立て方が評価を困難にしているところがあるが、実績を中心に説明がなされている。
- ・ 本政策は、長期的取組が必要であるから、政策の方向性は概ね妥当と考えられるが、文化交流部の 事業の連携を図ることが適当である。
- ・ 17年度の重点外交政策である。

## 事務事業名 中東諸国との対話の深化・拡大 施策の内容及 【内容】 び必要性 (1)要人往来 首脳レベル、大臣レベル等における中東諸国との活発な要人往来。 (2)人物交流 様々な分野及び様々な国々からの招聘プログラム。 (3)日・アラブ対話フォーラム エジプト及びサウジアラビアの指導者に近い立場の有力者との間で政治、経済、文化の幅広い分野に ついて自由な意見交換を行う非公式の場(いわゆるトラック2)。日本側座長は橋本元総理。会議の結果 はそれぞれ各国の首脳に報告され、各国の政策に適宜反映されることが期待されている。 【必要性) わが国が中東の諸問題に積極的に関与していく上で、中東諸国からの理解と支持を得ることが重要であり、 そのため、中東諸国と、幅広い分野(政治、経済、文化)において政策対話を行うことが必要。また、より 重層的なコミュニケーションをとる観点から、各国の首脳に直接報告をすることが可能な有識者同士の非公 式かつ率直な意見交換の場を設けることも重要。 **具体的成果** (1)要人往来 エルドアン・トルコ首相(4月)、ハムダーン・アラブ首長国連邦副首相兼外務担当国務大臣(4月)、 (有効性) ハマド・カタール第一副首相兼外務大臣(6月) サバーハ・クウェート首相(7月) ジャービル・クウ ェート副首相兼国防大臣(11月)、ブーテフリカ・アルジェリア大統領(12月)及びアブドッラー・ヨ ルダン国王(12月)の訪日、大臣のエジプト訪問(平成16年11月)、イスラエル・パレスチナ自治区訪 問(平成17年1月)など中東諸国との活発な要人往来が行われた。 (2)人物交流 中東若手外交官招聘、日本・ヨルダン・エジプト・パレスチナ自治区女性交流、日レバノン・ヤング リーダー派遣・招聘、中東地域の市民グループ関係者等招聘(職業訓練関係者招聘) 中東貿易・投資自 由化若手関係者招聘、各種青年招聘(リビア、スーダン、イスラエル・パレスチナ合同、サウジ、アフ ガン、イラン)を実施した。 従来は国別の招聘が多かったが、複数国からの招聘、分野別の招聘等多様な人物交流が行われている。 (3)日・アラブ対話フォーラム 平成 15 年 9 月に東京において同フォーラム第 1 回会合を開催したのに引き続き、平成 16 年 3 月には エジプトのアレキサンドリアにおいて第2回会合が開催され、イラク問題や中東の経済社会開発に関す る有意義な意見交換が行われた。平成17年1月にはサウジアラビアのリヤドにおいて第3回会合が開催 され、政治、経済、文化の幅広い分野における活発な意見交換が行われた。第3回会合における合意を 受け、平成 17 年 3 月「イラク及びパレスチナの選挙に関するタスク・グループ会合」がエジプトで開催 され、少人数で分野を絞った密度の濃い意見交換が行われた。全体として回数を重ねる毎に幅広い分野 において深い議論が行われるようになっている。 総合的評価 拡充強化 今のまま継続 中止・廃止 結 内容の見直し 縮小 果 (具体的対応方針:要人往来については愛知万博等の機会も活用しつつ、引き続き着実に実施。平成 17 年 第4回日・アラブ対話フォーラムを東京で開催予定。中東若手外交官招聘、日本・ヨルダン・エジプト・ パレスチナ自治区女性交流、イスラエル・パレスチナ合同青年招聘をはじめとする様々な招聘を実施予

世界の平和と安定に重大な影響を及ぼし、わが国がエネルギー資源の多くを依存する中東地域との関

係を強化・発展させるためには、様々なレベルにおける交流を通じて重層的な関係を構築する努力を継

理

由

続していく必要がある。

事務事業名	イスラム世界との対話の深化・拡大	
施策の内容及	【内容】	
び必要性	平成 13 年 1 月に河野外務大臣(当時)が湾岸アラブ諸国を訪問した際に提案し賛意を得た河野イニシアテ	
	ィブの三本柱のひとつである「イスラム世界との文明対話」を実現するもの。	
	グローバリゼーションの潮流の中、お互いの文明を一層深く知り、他者に対する理解と寛容を養っていく	
	ことが重要であるとの認識に基づくもので、セミナー参加者は自由な個人の立場から意見交換する。	
	【必要性】	
	平成 13 年 9 月の米国同時多発テロ、平成 15 年 3 月のイラクに対する米英軍の攻撃が行われ、イスラム世	
	界を巡る情勢が複雑化する中で、わが国とイスラム諸国との外交関係を進めるにあたって、イスラム諸国と	
	の対話を重視し、より中長期的な観点から国民レベルの相互理解の浸透を図ることが必要である。	
具体的成果	第一回会合は、「イスラム世界と日本」をテーマに平成 14 年 3 月にバーレーンで開催された。テーマは「イ	
	スラム世界と日本」であった。第二回会合は、「平和と人間開発」をテーマに平成 15 年 10 月に東京で開催さ	
	れた。	
	第三回会合は、平成 16 年 11 月 27 日 - 28 日にテヘランにて開催された。イスラム諸国側から 18 名、日本	
	側より8名の計26名が参加し、「人間の尊厳」をテーマに議論が行われた。	
	具体的には「人間の尊厳の一般的考察:今日の時代とは」、「人間の尊厳の一般的考察:影響を与える要因	
	(教育、マスメディア)」、「人間の尊厳と市民社会:日本とイスラム世界の展望」、「将来の展望:相互理解と	
	協力に向けて」の4つのテーマにつき意見交換を行った。	
	イスラム側参加者がコーランを引用した説明を行っていたのに対し、日本側参加者が「コーランの内容を	
	異なる宗教、文化を背景とする人々にも届くような共通言語に翻訳して発信すべきである」と発言したのを	
	契機に議論が活発化した。	
総合的評価	結 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止	
	果   (具体的対応方針:平成18年1月~3月に第4回セミナーを実施予定(場所、時期については調整中)	
	理   世界の人口の 5 分の 1 を占め、中東・中央アジア・東南アジア・アフリカ、欧米で伸張しつつあるイ	
	由 スラムについて十分理解を深めておくことはわが国が外交を展開していく上で重要であり、今後とも、	
	イスラム世界との対話の深化・拡大を継続して行う必要がある。	

事務事業名	わが国の立場と支援姿勢の積極的広報		
事業の内容及	【内容】		
び必要性	迅速に明確なメッセージを発出することに心がけつつ、対外 PR を行う。特に中東地域のプレスに対してい		
	かに効率的に広報を行うかを検討していく。		
	【必要性】		
	「わが国の中東政策における国際的な発言力の強化」という政策目的を実現するためには、大前提として		
	中東諸国にわが国を理解させる努力が必要となる。このような観点から、様々な層に対するわが国の対中東		
	政策を直接かつ積極的に広報することは不可欠。		
具体的成果	(1)談話の発出		
	中東情勢に関し、外務大臣談話及び外務報道官談話を数多く発出、国内では邦人記者を通じて、また		
	在外公館を通じて関係国で広く広報することを通じて、日本のメッセージを内外に対して積極的に伝え		
	<i>t</i> c.		
	(2)政策広報		
	報道関係者招待をはじめ、要人の現地訪問にあたってプレスとの接点を作り、中東各国プレスの在京		
	特派員や現地レベルでのプレス関係者との交流を行う等、様々な機会を捉えて日本の立場と取り組みに		
	ついての政策広報に努めた。		
	(3)外務省ホームページの更新		
	インターネットを通じた情報の公開と広報の重要性に鑑み、随時中東和平に関する外務省 HP を更新す		
	ると共に、中東和平ホームページを立ち上げた。		
	(4)在京アラブ外交団との活発な交流		
	平成 16 年 12 月に在京アラブ大使等を招待して外務大臣が会談を行ったほか、平成 16 年 10 月には竹		
	内次官が、平成 16 年 9 月及び平成 17 年 3 月には吉川中東アフリカ局長が会談を行うなど頻繁な交流を		
W 6 +L+07 PT	行い、地域の諸問題に対するわが国の立場につき説明した。		
総合的評価	結 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止		
	果 (具体的対応方針:機会を捉えた談話発出、プレスとの交流、ホームページの活用、在京アラブ外交団と		
	の活発な交流等を引き続き着実に実施。)		
	理 広報のない政策はその効果を大きく減ずるため、迅速に明確なメッセージを発出することが、日本		
	由 の中東政策の対外 PR を行う上で効果的である。特に中東地域のプレスに対していかに効率的に広報		
	を行うかを検討していく。		

### 【参考資料】

「日本・アラブ対話フォーラム第3回会合」(平成17年1月)

「第3回イスラム世界との文明間対話セミナー」(平成16年12月)

「中東和平総合ページ:サラーム・シャローム」(要人往来、招聘プログラム関係を含む各種資料を掲載)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(http://www.google.ne.jp)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。